

東北大学監事監査報告書

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人東北大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、総長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧又は調査し、本部事務機構、学部その他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や総長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書）、利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書）につき検討しました。

2. 監査の結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人東北大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかを監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

- (2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況
内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無
役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。
- (4) 事業報告書
事業報告書は、国立大学法人東北大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 財務諸表等
会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
財務諸表及び連結財務諸表は、当大学の財務状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に示しているものと認めます。
決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示していると認めます。
- (6) 監査のための調査が出来なかったこと
ありません。
- (7) 後発事象
ありません。

令和6年6月20日

国立大学法人東北大学総長
富 永 悌 二 殿

監事 山 田 義 輝

監事 牛 尾 陽 子